

産業統計部会・サービス統計・企業統計部会(合同部会)の審議状況について
(中間年における経済構造統計の整備〔その2:基幹統計調査の再編〕)(報告)

項目	実施・変更内容等	部会審議					審議の状況
		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
I 経済センサス-基礎調査							
1 調査計画 (1) 調査の目的・必要性	○ 事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的に実施。	●	●				・事業所母集団データベースのよりの確な整備を推進する一環として、今後も何らかの確認作業は必要という認識の下、調査計画案の全般について、 おおむね適当と整理
(2) 報告者数	○ 法人番号の通知状況等の行政記録情報等を活用して、前回調査の約620万事業所から約770万事業所を対象を拡大。	●	●				(①法人企業数のかい離を解消し、よりの確な母集団情報の整備に資するものであること、②外観調査や事業所を順次調査する新たな調査方法を導入し、報告者及び調査員双方の負担軽減を図りつつ、事業所の存廃実態を把握するものであることを評価)
(3) 調査事項・調査方法	① 甲調査(民営事業所) ・全事業所について、調査員が目視確認(外観調査)により活動状態を把握。 ・その上で、新規に把握した事業所に対しては、調査票を配布して、主な事業の内容、年間総売上金額等を把握。 ② 乙調査(国・地方公共団体の事業所) ・電子メールを用いたオンライン調査により調査票を配布し、職員数、主な事業の内容等を把握。	●	●				◆ただし、個人経営の事業所を含め、経済活動の変化をよりの確に把握するため、更なる行政記録情報等の活用により、引き続き母集団情報の整備を検討するよう、指摘
(4) 調査期間 (周期・実施時期)	① 甲調査(民営事業所) 平成31年(2019年)6月1日から平成32年(2020年)3月31日までの10か月間をかけて、全国の事業所を順次調査。 ② 乙調査(国・地方公共団体の事業所) 毎年6月1日現在で全国一斉に調査。	●	●				◆また、今回の調査の結果は、調査票の配布対象となる、新たに把握した事業所を中心に集計されることから、その公表に当たって、利活用上の注意点や留意点等の情報提供を工夫・充実し、有用性の向上を図るよう、指摘
(5) 集計事項	① 速報集計 事業所の活動状態に関する集計を実施。 ② 確報集計 ①に加えて、新規に把握した事業所に関する集計を実施。		●				
2 前回答申時の今後の課題への対応状況	1 「総売上高」に係る調査の在り方や、関連統計調査を含めた調査期日の統一化を検討。	●	●				・ 適当と整理 (1)(3)(4)において審議)
※統計委員会答申 (平成25年6月)	2 ① 母集団情報の整備について、新たな情報の収集手法を検討し、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充。 ② 母集団情報の整備等のための調査の在り方について検討。	●	●				・ 適当と整理 (1)(1)、(2)及び(5)において審議)
II 経済構造実態調査							
1 調査創設の必要性	○ 製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的に実施。	●					・ 適当と整理 (基幹統計の再編(第1回部会で審議)を実現する手段として、重要な位置付けにある統計調査と評価)
2 調査計画 (1) 調査の名称	○ 調査の名称を「経済構造実態調査」とする。			●			(第4回部会で審議)
(2) 調査対象の範囲、報告者の選定方法	① 甲調査 ・個人経営の企業及び農林水産業、建設業等、一部の産業に属する企業を除く全ての産業分野の企業を対象。 ・産業ごとに売上総額の80%を充足する範囲で、売上高上位企業から順に選定。 ② 乙調査 ・特定のサービス業に属する企業、事業所を対象に、無作為抽出により選定。			●			(第4回部会で審議)
(3) 調査事項	① 甲調査 ・「企業全体の売上(収入)金額」、「費用総額及び費用項目」、「企業全体の事業活動別の売上(収入)金額」等を把握。			●			

項目	実施・変更内容等	部会審議					審議の状況
		第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	
	<ul style="list-style-type: none"> 卸売・小売業を主たる業とする企業については、さらに、「企業全体の年初及び年末商品手持額」、「年間商品仕入額」等を把握。 企業の規模等の要件により、費用のより詳細な項目での把握や企業傘下の支所事業所に係る調査事項を把握。 ② 乙調査 <ul style="list-style-type: none"> 現行の特定サービス産業実態調査の調査事項のうち、基本的に経理事項以外の事項を継承。 						(第4回部会で審議)
(4) 調査時期	○ 毎年5月下旬～6月下旬に実施する(ただし、経済センサス-活動調査実施年を除く。)			●			(第4回部会で審議)
(5) 調査方法	○ 外部の調査実施事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施する。			●			(第4回部会で審議)
(6) 集計事項	① 甲調査 <ul style="list-style-type: none"> 産業別経営組織別の企業等数、売上(収入)金額等を反映し集計 製造業に属する企業等において、本調査と工業統計調査で調査が重複している場合は、工業統計調査から調査票情報の提供を受けて集計に活用する。 ② 乙調査 <ul style="list-style-type: none"> 現行の特定サービス産業実態調査において行っていた都道府県別集計を取りやめる。 			●			(第4回部会で審議)
(7) 調査結果の公表	○ 3回に分けて公表する。 <ul style="list-style-type: none"> 一次:調査実施翌年3月末 二次:調査実施翌年7月末 三次:調査実施翌年10月末 			●			(第4回部会で審議)
III 工業統計調査							
1 調査計画の変更 (1) 調査の目的	○ 実施目的を、「工業統計の作成」から「中間年における経済構造統計の作成」に変更する。			●			(第5回部会で審議)
(2) 調査実施者	○ 経済産業省実施の調査から、総務省と経済産業省による共管調査に変更する。			●			(第5回部会で審議)
2 前回答申時の今後の課題への対応状況	① 経済センサスとの従業者数の把握範囲の相違の解消の検討			●			(対応済み(平成28年5月31日承認))
	② オンライン調査の更なる推進			●			(第5回部会で審議)
IV 商業統計調査、特定サービス産業実態調査							
1 調査の中止	○ 中間年における経済構造統計の整備の一環として、両調査を廃止(手続上は中止)する。			●			(第5回部会で審議)
2 前回答申時の今後の課題への対応状況	① 商業統計調査 報告者負担の軽減から、調査票におけるプレプリント事項の拡大の検討			●			・II 1(3)において審議 (第4回部会で審議)
	② 特定サービス産業実態調査 (i) サービス産業分野における統計の体系的整備の中での本調査の今後の在り方の検討 (ii) 各業種の特性に対応した調査事項の設定の検討			●			(i) II 1(2)において審議 (ii) II 1(3)において審議 (第4回部会で審議)
<「今後の課題」として指摘することを想定している事項>	【I 経済センサス-基礎調査】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所母集団データベースのよりの確な整備を推進するため、適切な確認作業の態様について検討すること。 ○ 行政記録情報等を更に活用することで、事業所のより一層の捕捉について検討すること。 ○ 調査結果の公表に当たっては、利用者の理解に資するよう、利活用上の注意点や留意点等、情報提供を工夫・充実すること。 						

(注1) 部会は全て合同部会として実施予定。

第1回は4月3日(火)、第2回は4月26日(木)、第3回は5月18日(金)に開催。

第4回は5月31日(木)、第5回は6月14日(木)に開催予定。

第6回の6月28日(木)に、答申案の方向性について確認予定。(予備日:7月13日(金))

(注2) 第1回: [その1:基幹統計の再編] について審議。

第2回以降: [その2:基幹統計調査の再編] (調査計画) について審議。

答申案は、その1及びその2について併せて作成予定。

第76回産業統計部会・第78回サービス統計・企業統計部会（合同部会）
議事概要

1 日 時 平成30年4月26日（木）9:55～12:15

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（部会長）、川崎 茂（部会長）、河井 啓希、中村 洋一、野呂 順一、
宮川 努

【審議協力者】

菅 幹雄（法政大学経済学部教授）、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経
済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほ
か

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 概 要

- 諮問の概要及び統計委員会で示された意見について説明が行われた後、審査メモに沿って、経済センサス - 基礎調査の計画案についての審議が行われた。
- 審査メモのうち、「(1) 調査の目的・必要性」、「(2) 報告者数」、「(3) 調査事項・調査方法」、「(4) 調査期間」について審議を行った結果、「(1) 調査の目的・必要性」及び「(2) 報告者数」については、おおむね適当とされ、それ以外の事項についても、計画案で示された方向性について異論は示されなかったが、詳細な実施内容については、次回部会において、より具体的に追加説明を行うこととされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 諮問の概要について

- ・ 資料1-1の4ページに、経済構造実態調査の甲調査の説明として「産業ごとにシェアの8割を把握する全数調査」との記述があるが、「全数調査」とは通常、10割把握することを意味する用語として用いられると認識している。本調査の場合、「産業ごとにシェアの8割に該当する企業の全てから報告を求める」という理解であれば、答申時の表現振りに留意してほしい。

(2) 調査の目的・必要性

- ・ 経済センサス - 基礎調査は、これまで5年周期で調査を実施していたとのことであるが、今回、1回限りで申請がなされた理由は何か。
 - 平成21年、26年と、結果として5年周期になっていたが、平成21年調査は、平成23年に実施を予定していた（平成24年2月に実施時期を変更）経済センサス - 活動調査の名簿整備を主たる目的として実施されたものである。その後、従業員数等の基礎的な事項だけでなく、総売上高といった調査事項の追加を行った上で、平成26年調査が実施されたが、調査事項や調査そのものの在り方を再検討する必要から、統計法上の手続としては、1回限りの調査として承認されている。
 - 今回は、今後における調査の位置付けや調査手法の大幅な見直しも想定されることから、限定した申請をしているものである。
- ・ 報告者の負担を考慮すると、事業所母集団データベースの整備事業を中心として、当該事業で把握できない部分のみを調査するという考え方もあるのではないか。
 - 商業・法人登記情報などの行政記録情報を活用した照会業務だけでは、廃業の状況について網羅的な把握ができないことから、本調査を実施して、実地に確認を行う必要があると考えている。
 - 今回の計画では、事業所母集団データベースに格納されている内容に変更がない場合は、外観からの確認で調査を終え、報告者の負担に配慮しつつ調査を実施することを考えている。
- ・ この調査の位置づけについては、今後、変更があり得るので、将来的な周期を明確にせず、今回の実施に限定した1回限りという手続上の整理は妥当と考える。ただし、将来における調査実施の必要性を踏まえると、1回限りということを敢えて強調する必要もないのではないか。
- ・ 事業所母集団データベースの更新は重要であり、廃業事業所の把握などのために、現地確認が必要だとすると、継続的に調査を実施する必要性はあるとの整理になるのではないか。
- ・ 過去の経済センサス - 基礎調査やその前身の事業所・企業統計調査も含め、これまででは統計を作成することが主な目的だったが、今回は母集団フレームの整備が中心である。企業・事業所に対する調査では、ローリング方式は諸外国でもあまり例のない

ものであり地方公共団体における業務負担を含めたコストの平準化という観点から、今回の試みは画期的なものとする。母集団名簿の整備方法については時代とともに変化してきており、将来のプランを示すことが難しいかもしれないが、調査の位置付けを認識するためにも、可能な範囲で、今後のビジョンを示すことが重要と考える。

- ・ 資料3にある事業所母集団データベースのフローチャート図では、経済センサス - 基礎調査や行政記録情報、EDINETを併用しつつ整備するとのことであるが、個人事業主の把握は経済センサス - 基礎調査、法人企業は行政記録情報といったように、分業しながら整備しているのか。
 - 法人企業については、毎月、労働保険情報、商業・法人登記から得た情報を活用して整備しているが、個人事業主が一人で事業を行っているところについては把握できないこともあり、経済センサス - 基礎調査で確認する計画である。
- ・ 事業所母集団データベースの更新は継続的に必要な事業であるが、その手法については、今後変更が見込まれる。そのため、今回、手続上は1回限りで整理されているものの、何らかの確認作業は今後も必要という形で整理したい。

(2) 報告者数

- ・ 2003年頃に法人企業統計調査との乖離が指摘されて以降、今回ようやく解決の方向が示されたものと認識している。今後は、事業所数の乖離が起きた理由及び把握できていなかった部分を追加することで全体の売上額にそれほどのインパクトが生じるかということの分析が進められればと考える。
- ・ 甲調査の報告者数は約770万事業所とされているが、調査を実施した際に新たに把握される事業所もあると思われるので、最終的な報告者数は更に増える可能性があるということか。
 - 廃業事業所もあるので一概には言えないと思われるが、御指摘の可能性はあると思われる。
- ・ 法人番号の行政記録情報から、事業所に関する情報は、どの程度、把握できるのか。
 - 法人の本所事業所としての名称、所在地といった基礎的な情報が把握できる。
- ・ 前回調査の約620万事業所とはどのように算出した数か。
 - 前回調査の承認申請時における推計値である。
- ・ 日本全体の事業所数が一体いくつあるのかという点についてはかねてから指摘されており、今回の調査で、ようやく一定の整理ができるのではないかと考える。これまででは、調査漏れ、過小評価の可能性が指摘されていたが、過大評価の可能性も同様にあり得る。今回、その点を含めて整理をしていただければ、安心して母集団名簿として使えるということではないかと考える。現在、統計局では学識経験者との共同研究も進めているとのことであり、検討が進展することを期待している。現段階において、

報告者数を770万と設定していることについては、適当と整理したい。

(3) 調査事項・調査方法

- ・ 事業所の中には、行政記録情報で示された事業と異なる事業を行っているものもあるが、調査員が実地に確認することによって、正確に把握できると考える。ただし、より正確な把握のためには、調査の際に、調査員は外観からの確認だけでなく、国勢調査の例も参考に、聞き取りも実施すべきなのではないか。
 - 試験調査の際に、調査の流れの中で聞き取りをしている場合もあり、同様に実施することを考えている。
- ・ 民泊、You Tuberなど、新たな業態が発生しているものと考えられるが、外観からの確認だけでは把握することは難しいと思われる。本調査が全ての事業所について把握することを目的としていると、こういった新たな業態がどれくらいあるのかというのも関心事項になり得るが、どのように把握することを考えているのか。
 - 外観からの把握が困難な事業所については、行政記録情報の活用の範囲を可能な限り広げていくことも考えられるのではないか。
 - どの統計調査にも得意、不得意とするものがあり、把握できるものとそうでないものがある。例えば、新たな業態だけではなく、昔からある内職など個人事業主の事業についても、外観からの確認は難しいと考える。この種のもの把握の方法については、経済センサス - 基礎調査だけによるのではなく、複合的に、統計体系全体として整備していくべきと考える。経済センサス - 基礎調査ではどこまで把握できるのか、定性的であってもその限界を説明できるようにしておいた方がよいのではないか。
 - 長期的な課題も含まれていることから、調査の可能性と限界は今後の課題の中で整理していきたい。
- ・ 法人番号から把握した法人に調査票を配布する際、専従の者がいない事業所でも調査票を配布するのか。
 - 配布することとしている。
- ・ 試験調査をした際には、特に大きな問題はなかった。より現実的な調査手法と考えているが、全く新しい調査事務なので、人的体制の整備、システムの習熟に十分な時間を頂きたいと考える。
- ・ 今回新たな手法で調査を実施するとのことで、一度実施してみるべきと考える。ただし、調査事務について相当詳細なマニュアルを作成する必要があると考える。
 - 今回、新たに把握した事業所について、調査票を配布し、売上高を把握することとしているが、既存の事業所と把握する時点が異なっているのにも関わらず、把握する必要があるのか。把握する時期についても、経済センサス - 活動調査が平成33年であるのに、この時期でなければならないのか。

→ 経済センサス - 活動調査では、産業ごとに調査票を配り分けているため、その基礎情報として必要である。経済センサス - 活動調査を実施するまでの準備期間を考慮して、平成31年度中に整備する必要がある。

経済構造実態調査で、既存の事業所について把握し、経済センサス - 基礎調査で新たに把握した事業所の売上高等を調査、整備する役割分担をすることとしている。

・ 今回、新設の事業所については、前年の売上高はほぼ0だと思われる。このため、調査実施年の売上高の見込みを聞くことも考えられるのではないかと。

→ 年次フレームの整備という観点からすると、見込みというのでも整理が困難であり、0なら0という情報を整備しつつ、他統計も含めた全体を整備していくことを想定している。

・ 甲調査票の11と12に「組織全体」という表現があるが、範囲が不明確と思われる。報告者によって、企業全体なのかグループ企業全体なのかわからないため、もう少し丁寧な表記の検討が必要と考える。

また、①行政記録情報によって更新された母集団名簿に基づいて調査すると考えるが、住所不明のものはどうするのか。②プロファイリング活動との関係、特に実地で調べてみてプロファイリング活動と内容が不一致ということになった場合の扱いはどのようにするのか、③休業、廃業は何を持って判断するのか、概念整理をしっかりとしないと現場が混乱するのではないかと。

→ ①行政記録情報の内容に基づき、調査区への割り付けなどの整理をしているが、分からない場合は市町村で確認してもらう予定である。それでも不明な場合は、郵送することとしている。②プロファイリング活動については、経済構造実態調査の3階建ての部分と関係するので、その際に関連付けた説明をさせていただければと考えているが、不一致の場合は審査の際に確認する。③休業、廃業の場合は、周囲の方に聞き取りし、確認する。マニュアルなどで調査員に調査方法を周知する。

・ 工業統計調査の対象となる事業所については、調査票を後で配布するとのことであるが、理由は何か。また、乙調査では、法人番号を総務省で確認するとあるが、具体的に何を行うのか。

→ 工業統計調査は製造業部分のみ把握するため、他の産業の情報が把握できないことから、経済センサス - 基礎調査でも確認することとしている。また、乙調査の法人番号は、総務省統計局でマッチングが可能なことから、特に調査事項とはしないが、不明な場合は照会する予定である。

・ これまでの個々の質問には全て回答されているが、議論が出尽くしたという印象ではない。更に詳細な説明を必要とする事項について、後日、出席者から示していただき、次回部会において、改めて説明を求めたい。

(4) 調査期間（周期・実施時期）

- ・ 海外では調査期日を決めている例はあまりなく、調査実施部局の負担が軽く、一斉に短期間で調べると把握できないケースもあることから、10か月間ぐらいかけた方が実態はよく分かるのではないかと思われる。なお、ローリング調査においては、10か月間、同じ調査員が担当するのか。
→ 端末の習熟が必要なことから、継続して担当していただく場合もあるが、市町村の実情に合わせて対応することを想定している。
- ・ ローリング調査では、1か月目と最後ではタイムラグがあるが、調査をする順番は、例えば、実態の変化が大きい都市部は後ろに回す等、地域特性などを考慮するのか。
→ 市町村の実情に応じて対応する。
- ・ ローリング調査では、母集団の姿が刻一刻と変わっていくことから、事業所母集団データベースを活用する標本調査においては、標本設計の段階と集計の段階で、母集団情報が変わると考えられるが、その場合、母集団推計をどのように行うのか、ガイドラインがないと対応が難しいのではないか。

6 その他

次回部会は平成30年5月18日（金）16時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

また、本日の部会の結果については、5月25日（金）開催予定の第122回統計委員会において、西郷部会長から報告することとされた。

以上